



接続約款変更届出書

東相制第20-00016号
2020年6月16日

総務大臣
高市 早苗 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしや

東日本電信電話株式会社

いのうえ ふく

代表取締役社長 井上 福

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第7項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	届出後、速やかに実施します。
------	----------------

電気通信事業法第 33 条第 7 項に基づく第 1 種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表

第 1 表 接続料金
第 1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(28) (略)	(略)
(29) 波長多重機能に係る料金の適用	<p>ア 波長多重機能ア欄に係る料金については、2 (料金額) 2-1-1-1 第 2 欄ウ欄に係る料金及び 2-1-1-1 第 6 欄ア欄に係る料金と組み合わせて適用します。</p> <p>イ 波長多重機能イ欄に係る料金については、光信号多重分離機能ア欄に係る料金と組み合わせて適用します。</p>

2 料金額

2-11 その他の機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考	
(1)～(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(22) 波長多重機能	専ら IP 通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	ア イ以外の場合	月額	749 円	—
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額	174 円	

新

料金表

第 1 表 接続料金
第 1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(28) (略)	(略)
(29) 波長多重機能に係る料金の適用	<p>ア 波長多重機能ア欄に係る料金については、2 (料金額) 2-1-1-1 第 2 欄ウ(7)欄又は(イ)欄 (1 Gbit/s タイプに限ります。)に係る料金及び 2-1-1-1 第 6 欄ア欄に係る料金と組み合わせて適用します。</p> <p>イ 波長多重機能イ欄に係る料金については、光信号多重分離機能ア(7)欄又はイ欄に係る料金と組み合わせて適用します。</p>

2 料金額

2-11 その他の機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考	
(1)～(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(22) 波長多重機能	専ら IP 通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	ア イ以外の場合	月額	736 円	—
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額	181 円	

附 則

この改正規定は、届出後、速やかに実施し、令和 2 年 4 月 1 日に遡及して適用します。